JCQA

JAPAN CHEMICAL QUALITY ASSURANCE LTD.

ISO/IEC 27001
JIS Q 27001

－ Certification Guide book －

受審の手引き

管-DC-2-503-08-09

ＪＣＱＡ審査登録ガイド（ＩＳＭＳ）

ISO/IEC 27001

はじめに

このガイドは、貴組織の情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を　日本化学キューエイ株式会社(以下、JCQAという)に申込並びに審査登録委託契約書の締結にあたり、審査プロセス、認証の授与、維持、拡大、更新、縮小、一時停止又は取消しに関するプロセスをご理解いただくためのものです。

審査及び認証（登録）プロセス

1.　審査登録の手順

認証プロセスを付図に示します。

1．1　受審紹介

JCQAの認証システムを理解したうえで、申請していただくよう、認証システムの紹介を行います。

- JCQAの情報セキュリティマネジメントシステム認証制度の概要
- 認証プロセス
- 組織及び認証サイトの範囲
- 組織及び認証サイトの事業分野
- 費用の概要
- 申請組織の準備条件

1．2　見積書提示

ご提出いただいた審査費用見積依頼書の内容を確認し、審査登録サイトの人員規模及び活動の複雑度をもとに「審査費用基準」に従って見積書を作成し、提示致します。

1．3　申込受付

見積書をご確認いただいた後、正式に「情報セキュリティマネジメントシステム審査　申込回答書」（以下、「申込書」）をご提出いただきます。その際、組織の正当な権限を持つ代表者の署名捺印をお願いいたします。

尚、この申込書は、第1段階審査開始希望日の遅くとも3ヶ月前に提出をお願いいたします。

1．4　審査認証の契約締結

申込書のご提出後、「審査登録委託契約書」（以下、「契約書」）の締結を行います。

JCQAが、所定の契約書を2部用意致しますので、契約の当事者（組織は前述の代表者、JCQAは代表取締役社長）が署名捺印をし、それぞれ1部ずつ保管します。

この契約書は、組織がマネジメントシステム認証業務をJCQAに委託する契約で、両者またはいずれかが契約を解除するまで、自動的に継続されます。

1．5　審査日程の調整

審査日程調整担当からご連絡させて頂きます。具体的な審査日等をご相談下さい。

1．6　審査チームの構成

組織のISMSを審査するために、組織の事業内容、情報資産等を考慮し、十分な力量を持つ審査チームを構成します。

審査チームを構成するメンバー（審査員、技術専門家）については、事前に氏名、略歴情報を提供して組織のご承諾を頂きます。

メンバーについて異議がある場合は、理由を明示して管理部あてにお申し立て下さい。

1．7　事前調査(オプション)

組織を訪問して調査する予備的な確認です。

1．8　初回審査

初回審査は、第1段階審査と第2段階審査の二段階で実施します。第1段階審査は、文書審査及び現地審査からなり、第2段階審査の2～3ヶ月前に行います。

(1)　　ISMS文書の提出

下記の文書化したマネジメントシステム情報を審査開始予定日の1ヶ月前までに審査チームリーダーまで送付願います。

- 情報セキュリティ方針
- 適用範囲
- リスクアセスメントの方法
- ISMS運用管理の手順
- 適用宣言書
- ISMSの概要を記述したマニュアル(例えば、ISMSマニュアル)
- ISMSに関する文書体系(一覧表)

審査チームリーダーは、第1段階審査の文書審査及び審査計画を立案します。

事前の提出が困難なものは、第1段階審査で組織を訪問したときに文書化したマネジメントシステム情報の整備状況の審査を行います。

(2)　　第1段階審査

第1段階審査は、組織、リスクアセスメント及び対応(決定された管理策を含む)、情報セキュリティ方針及び目的に照らしてそのISMSの設計に対する十分な理解を行い、かつ、特に審査に対する準備状況について、十分に理解し、第2段階審査計画の焦点を定めることが目的です。組織のISMSが完成した段階で、審査チームが組織を訪問し、次のことを確認します。

- 文書化したマネジメントシステム情報の整備状況
- 規格の要求事項に関する組織の状況及び理解度、特に、マネジメントシステムの主要なパフォーマンス又は重要な側面、プロセス、目的、及び運用の特定に関するレビュー
- 適用範囲、プロセス及び使用設備、依頼組織の所在地、確立された管理のレベル(特に、複数サイトの場合)の確認
- 関連する法規制に関わる側面とその順守状況　(法的側面、関連リスクなど)
- ISMSの重大なセキュリティ側面の運用を確認し、第2段階審査の焦点の明確化
- 内部監査及びマネジメントレビューの計画・実施状況　及びマネジメントシステムの実施の程度が第2段階審査の準備が整っていることの確認

機密情報又は取扱いに特に注意を要する情報を含んでいるため、審査チームが注意すべきISMSの記録、情報及びサイトがある場合は、その旨お知らせください。

JCQAは、これらの記録、情報及びサイトがなくてもISMSの適切な審査が可能かを判断しますが、これらの機密情報又は取扱いに注意を要する記録、情報及びサイトのレビューなしではISMSの審査を適切に行えないという結論に達した場合には、記録、情報及びサイトに対する適切なアクセスの手配を組織が容認するまで認証審査を実施しない、或いは該当部分について可能な場合、認証範囲から除外することがあります。

観察事項を「第1段階審査観察事項(現地審査)」としてまとめ、第1段階審査のクロージングミーティングで報告します。

(3)　　第2段階審査

依頼組織が自ら定めた方針群、目的、及び手順を順守しているか、当該ISMSが JIS Q 27001 のすべての要求事項に適合しているか、並びに当該ISMSが依頼組織の情報セキュリティ方針及び目的を実現しつつあるかを、客観的な証拠と実績に基づいて確認します。

第2段階審査にあたってはそれ以前に内部監査、マネジメントレビューが少なくとも1回は実施されていることが要件です。

第2段階審査では、組織の次の事項に焦点を当てた審査を行います。

- 情報セキュリティに関するリスクアセスメント（比較可能で、再現可能な結果を生むかの確認を含む）
- 情報セキュリティ方針及び情報セキュリティ目的に対する、トップマネジメントのリーダーシップ及びコミットメント
- JIS Q 27001 に掲げられた文書化に関する要求事項
- 情報セキュリティに関連するリスクのアセスメント、及びそのアセスメントが繰り返し実施された場合に、一貫性及び妥当性があり、かつ、比較可能な結果を生み出すこと
- その情報セキュリティリスクアセスメント及びリスク対応のプロセスに基づいた、管理目的及び管理策の決定
- その情報セキュリティ目的に照らして評価される、情報セキュリティパフオーマンス及びISMSの有効性
- 決定された管理策、適用宣言書、情報セキュリティリスクアセスメント・リスク対応のプロセスの結果、及び情報セキュリティ方針・目的の間の対応
- 管理策の導入。ここでは管理策が導入され、かつ、有効であるかを決定するための、及び表明した情報セキュリティマネジメント目的を満たしているかを決定するための、外部及び内部の状況及び関連するリスク、並びにその組織による情報セキュリティプロセス及び管理策の監視、測定及び分析を考慮する。
- プログラム、プロセス、手順、記録、内部監査、及びそのISMSの有効性のレビュー。これらは、トップマネジメントの決定、並びに情報セキュリティ方針及び目的が、これらからたどれることを確実にするものである。

第2段階審査では、規格要求事項への適合状況を審査チームがまとめ、クロージングミーティングで登録推薦の可否についての所見を含めた「審査一次報告書」を提出いたします。

(4)　審査フォローアップ

審査での観察点は、定められた期間内に軽欠点の場合は修正・是正処置計画書を、不適合については修正・是正処置回答書を提出していただきます。

不適合については有効な修正及び是正処置であるという報告書をレビューします。軽欠点に対する是正計画による是正処置の妥当性は次回の審査で確認を行います。

レビューは、提出された「是正報告（計画）書」による文書・記録による確認、又は再度事業所を訪問して確認をおこないます。

不適合のうち重大な不適合が観察された場合は、審査を中断し、必要な場合は全面的な再審査を行うことがあります。

さらに、将来の維持（サーベイランス）審査において確認すべき文書化された証拠が必要と判断したときは、その旨を通知します。

JCQAは審査チームの協力を得てそれらの修正及び是正処置計画/実施報告を確認した後、JCQAは登録委員会に報告します。

観察点の定義については、付属「観察点の判定基準」を参照願います。

(5)　審査報告書

審査チームが帰任後、JCQAで報告書を確認し、第1段階審査で「第1段階審査観察事項」、第2段階審査で「審査一次報告書」等を提出します。審査のフォローアップ後に「総括審査報告書」として提出いたします。

この審査報告書は、次の情報が含まれています。

- 文書レビューの要約を含む審査の詳細
- 審査計画からの逸脱（例えば、予定された活動を超えるか又はそれよりも少ない時間）
- ISMS の適用範囲
- 依頼組織の情報セキュリティリスク分析に関する認証審査の詳細
- 審査工数の合計、並びに文書レビュー、リスク分析の評価、現地審査、審査報告書の作成に要した時間の内訳

- 審査で使用した調査項目、それらを選択した根拠及び採用した手法
- 審査対象範囲（例えば、認証要求事項及び審査したサイト）
- 追跡した重要な審査証跡及び使用した審査方法
- 肯定的（例えば、注目すべき特性）及び否定的（例えば、潜在的な不適合）両方の観察事項
- 不適合の詳細
- ISMSの認証要求事項に対する適合性の見解。これには、不適合についての明確な表明、適用宣言書の版の引用、及び該当する場合には以前の認証審査結果との有益な比較

注: 審査報告書の所有権はJCQAにあります。JCQAの了解なく外部に再配付することはお断りします。

2. 認証（登録）の授与

2.1 登録委員会における審査結果の判定

認証の判定は公平に行われます。登録委員会のメンバーは半数が外部の学識経験者等で構成し、中立的な立場で判定を行います。

判定結果の区分は次の通りです。

- 合格　（認証書を発行し、登録の公表を行います。）
- 条件付合格（条件を文書で通知します。）
- 不合格　（ISMS の再構築をお願いします。）

判定結果は、JCQAから組織に通知します。条件付合格、不合格は、その理由も通知します。

2.2 認証、認証書の発行及び公表

(1) 認証書の発行

JCQAは、組織に次の事項が明示された有効期間3年の認証書を発行します。

- 認証組織の名称、住所及び認証範囲
- 登録番号、登録日、発行日および有効期限
- 適用規格
- 認定機関マーク

(2) 認証の公表

JCQAは次の事項をJCQA及びJIPDECのホームページに掲載すると共に登録組織リストとして刊行物を発行し、一般の人が閲覧出来るようにします。

- 認証組織の名称、住所及び認証範囲
- 登録番号、登録日、発行日および有効期限
- 適用規格
- 適用宣言書（版数を含む）

注:組織の希望により、「非公開」の取り扱いも可能です。

3. 認証維持の手順

認証された後は、システムの運用による継続的改善を含む認証維持の段階に入ります。

初回審査の「第2段階審査最終日」を基準日として、定期的に維持審査、更新審査 及び 必要に応じて特別審査、短期予告審査を受審していただきます。

3.1 維持（サーベイランス）審査

認証組織の情報セキュリティマネジメントシステムが適用規格の要求事項に対し引き続き適合し、かつ、有効に機能していることを確認するため、審査チームが6ヶ月毎又は1年毎に認証組織を訪問します。

審査項目の概要、実施日などは、その都度前もって、認証組織と協議し合意の上、決められますが、初回認証に続く最初のサーベイランス審査の期日は、第2段階審査の最終日（クロージングミーティングを持った日）から12 か月を超えない時期に実施します。

第1回更新後のサーベイランス審査は、少なくとも年1回実施します。

3．2　　更新審査（再認証）

認証書は3年間有効であるので、3年毎に更新のための審査を行います。

審査実施日は、その都度前もって、認証組織と協議し合意の上、決められますが、認証の有効期限内で登録委員会での合格判定が得られるような時機に実施します。審査はすべての要求事項について確認します。

3．3　　拡大、縮小、特別

認証組織は、審査登録された情報セキュリティマネジメントシステムに、次のような大きな変更の必要性が生じたときはその内容を「登録内容変更届」に記入し、JCQAに通知して下さい。JCQAは申請された変更点の重要度を評価し、必要に応じて、その変更点の規格への適合性、有効性の確認のため特別審査を実施します。 維持審査や更新審査実施時期に合わせて実施することがあります。

- 新事業が出現したり、事業規模の極端な拡大等があった場合
- 認証範囲の拡大を行う場合
- 認証一時停止中の組織から、一時停止解除の申請があった場合

認証範囲の拡大の実施に当たって、ISMSに影響を及ぼすと判断する場合は、組織は事前に内部監査を実施し、規格への適合性について確認しておく必要があります。確認をされない場合は、その妥当性は評価の対象となります。

3．4 短期予告審査

JCQAは、次の場合その重要度を評価し、必要に応じて短期予告審査を実施することがあります。

- 認証組織の情報セキュリティマネジメントシステムに関して第三者から苦情を受けた場合
- 事故等で正常な企業活動が妨げられるとの情報を受けた場合

認証維持の条件

4.　維持、更新審査受審のための準備

維持、更新審査の実施に必要な準備をお願いします。

この準備には、JCQAが行う維持審査、更新審査及び苦情の解決のために必要な、文書の調査並びにすべての場所への立ち入り、記録（内部監査報告書及び情報セキュリティの自主的な見直しの報告書を含む）の閲覧、及び組織との面接のための用意を含みます。

5.　認証書、適合マーク、認定シンボルの使用条件

5．1 認証書

認証組織は認証書に記載された認証範囲を明示することを条件に、認証書を保有していることを公表することができます。

5．2 適合マーク

認証組織は、JCQAの審査を受けて登録された証として適合マークを次の様に認証範囲において使用することができます。

- 認証組織のパンフレットなど広報活動文書への適合マークの印刷、解説文中への引用
- 認証組織の名入り封筒、用紙などへの適合マークの印刷
- 製品カタログの解説文中への引用
- 商品取扱説明書などの解説文中への引用

適合マークは、製品それ自体に貼付したり、製品認証を意味すると解釈されるような使用はできません。また、認証範囲外のサイトが認証されていると第三者に誤解を招くような使用はしないで下さい。

認証書及び適合マークの使い方については、ホームページの「ハンドブック（登録後の手続き）」によりますが、なお明確でない場合には、JCQA登録部にお問い合わせ下さい。

また、認証を引用する場合、JCQAで認証されたことが明確になるように標記してください。

5．3 認定シンボル

認証組織は、適合マークと共に JCQA を認定している認定機関の認定シンボルを使用することができます。

適合マーク及び認定シンボルの使用については、弊社WEBのハンドブック（登録後の手続き）にある「JCQA適合マーク・JAB及びJIPDEC認定シンボルの使用規定」を参照願います。

6.　法令及び規制の順守

法規制順守の維持及び評価は、当該組織の責任で、審査では組織自らが法令及び規制の順守の役割を果たしているという信頼性をサンプリングによって確認するものです。

また、組織が、情報セキュリティリスクと影響とに関連する法規制順守を達成するマネジメントシステムをもっていることを検証します。

認証の要求事項への適合の責任をもつのは、一義的には組織であるということが原則です。

審査チームが法違反または法違反の兆候が観察された場合には、審査チームが当該法違反について、文書で指摘します。認証登録のためにJCQAは追加調査の依頼も含めて、次のような方策のいずれかの処置の実施を組織にお願いします。

- 是正処置を行い、法違反を解消する
- 当該違反につき行政当局に報告する
- 改善計画を作成し、行政当局にその計画を提出する

上記いずれかの方策がとられ、是正処置結果を登録委員会までに当該審査チームが確認できれば、認証の授与、又は認証を継続します。

7.　異議申立て及び苦情

7．1 異議申立て

希望する認証に関して、JCQAが行った次の事項等の不当と考える場合で、決定を再考慮するよう組織が行う要請です。

- 申請受理の拒否
- 審査段階を進めることの拒否
- 是正処置の拒否
- 認証範囲の変更
- 認証の拒否、一時停止又は取消しに関する決定
- その他認証の取得を阻む行為

7．2 苦情

JCQA又はJCQAが認証した組織の活動に関し、個人又は組織が回答を期待して行う不服の申立てで、異議申立て以外のものをいいます。

7．3 異議申立て及び苦情の取扱い窓口

異議申立て及び苦情の取扱い窓口は、JCQA管理部、若しくはJCQA社長とします。

8.　認証組織の受けた苦情の記録

認証組織は顧客又は第三者から受けた活動、製品又はサービスに関する全ての苦情について、その苦情の内容とそれに対する措置の全ての記録を保管すると共にISMSの改善処置に関する文書化した手順を確立して頂きます。

処置には、

- 法律で要求されている場合は、該当する当局への通知
- 適合への復旧
- 再発の防止
- セキュリティインシデント及びその影響の評価及び軽減
- ISMS の他の構成要素との満足できるかかわり方を確実にする。
- 採用した修正及び是正の方策の有効性の評価

認証組織が重大な苦情を受けた場合はJCQAに連絡をお願いします。
JCQAが要求した場合は、苦情およびISMSの是正処置の記録を閲覧させて頂きます。

9. 認定機関・オブザーバー等の立会

認定機関がJCQAに対する審査のために、組織において実施する初回審査、維持審査又は更新審査の立会いを申し出た場合は、その立会に同意して頂きます。また、当日、認定機関にISMSマニュアルを貸与していただきます。

また、弊社の審査員に対する教育・訓練等のため、弊社のオブザーバーの参加について同意していただいたうえで行うことがあります。

10. 審査へのコンサルタントの参加

コンサルタントが審査に同席する場合には、オブザーバーとしての役割に限定し、発言などは控えていただきます。

11. 変更の通知

認証に使用する規格の要求事項を継続的に満たすマネジメントシステムの能力に影響を与える可能性のある次の事項について、遅滞なく「登録内容変更届」で通知していただきます。

- 法律上、商業上、組織上の地位又は所有権
- 組織及び経営層（例えば、重要な管理層、意思決定、又は専門業務に携わる要員）
- 連絡先及び事業所
- 認証されたマネジメントシステムに基づく活動の範囲（認証対象及び範囲）
- マネジメントシステム及びプロセスの重大な変更
- 審査対象人数(大幅な変更の場合のみ)

注:3. 3の特別審査を実施することがあります。

12. 認証の取り下げ

契約書を締結後、当該契約を廃棄解除する場合は、組織の代表者が当該契約を廃棄する旨、JCQAに通知して下さい。JCQAより解除通知用紙「審査登録契約解除届」を送付します。

認証解除日以降、名刺、封筒、便箋、広告、会社案内、製品カタログ等への適合マーク、認定シンボルの使用、認証書の使用及び認証の引用は禁止します。また、認証書は認証解除日から1週間以内に返送願います。

申請料金及び基本料金は契約締結にJCQAで要した諸費用として申し受けます。

JCQAの権利と義務

13. 認証の一時停止とその解除

(1) JCQAは次のような事態が発生した場合、認証組織に対し認証登録の一時停止を行います。また、その際は新たな利害関係者に対するJCQA適合マーク、認定シンボルの使用中止及び認証の引用中止をお願いしますので、あらかじめご了承下さい。

- 認証制度の趣旨に反する行為があった場合
- 重大な不適合を確認して通告したが、是正処置が講じられていない場合
- 認証書並びに適合マークに誤使用があった場合
- 契約書の内容に対する違反があった場合
- 組織が審査登録した事業内容を有意に変更した場合
- 審査あるいは維持審査における訪問が妨げられるか、または阻止された場合
- 認証組織のISMSに発生した重大な変化が報告されなかった場合
- 料金滞納のような基本的な認証契約違反があった場合
- 重大な法令違反があり、所定時間以内で是正できない場合
- 認証組織から所定の書面にて一時停止の申し出があった場合

(2)　所定の手続きを経て一時停止の解除を行います。その際は、JCQA適合マーク、認定シンボルの使用、認証書の使用及び認証の引用を認めるとともに、認証を再公表します。

14.　認証の取り消し

JCQAは13. の各要件に該当し、かつ、JCQAが要求した期間内に修正、不適合の除去、是正処置が有効に実行されなかった場合は、認証組織に対し認証の取り消しを行い、認証書の回収およびJCQA適合マーク、認定シンボルの使用、認証書の使用及び認証の引用中止を求め、取り消しに関する情報を公開致します。

尚、認証の取り消し後、改めて認証を申請する場合には、新規に申込書を提出し、初回登録として申請をしていただきます。

15.　認証範囲の縮小

一部の認証範囲に関する認証要求事項について常習的又は重大な不適合があった場合、要求事項に適合しないこれらの部分を除外するため組織の認証範囲を縮小することがあります。

共　通

16.　機密保持

JCQAは現行の法律上の要求あるいは関係する認定機関の要求がある場合を除いて、審査登録中にJCQA従業員および契約審査員等が組織から得られた全ての情報に関して、当該組織から文書にて了解を得ない限り、第三者に明かさない守秘義務を負います。

但し、次のものは除きます。

- JCQAが組織から当該情報を明かされた時点で、JCQAがすでにそれを保持していた情報
- JCQAが組織から当該情報を明かされた時点で、既に公知であったか一般に使用されていた情報
- JCQAが組織から当該情報を明かされた後に、JCQAが関与せずに公知となったか一般に使用されるようになった情報
- JCQAが正当な権利を有する第三者から守秘義務をともなわず入手した情報
- JCQAが組織から第三者に対する開示の承諾を事前に文書により得た情報
- JCQAが法律で第三者に開示するよう要求された情報。ただし、JCQAは組織に法律に従って開示する情報を通知する

17.　認証要求事項の変更

情報セキュリティマネジメントシステム審査登録制度に係わる主要な変更を行う場合は、JCQA は十分な期間をおいて予告します。

18.　所轄裁判所等

本ガイドに係わる事項に関し、当事者間にて紛争が生じた場合は、双方で十分協議の上、その解決に努力することとします。

但し、その結果なお解決に至らなかった場合には訴訟を起こすものとします。この場合、法廷は原則東京地方裁判所とし、準拠法は日本法とします。

付属

「観察点の判定基準」

1. 不適合

マネジメントシステム規格の要求事項が満たされていない、又は意図されたアウトプットが達成されておらずマネジメントシステムの能力について重大な疑いを生じさせる状況。

また、関連の実務行為には問題が観察されないが、組織の構築したマネジメントシステムの一部あるいは全部が「(該当マネジメントシステム規格の要求に対応して組織が)明示した情報セキュリティ方針及び目標を一貫して達成できる」ようになっていない、あるいは、「該当マネジメントシステム規格の規定要求事項に適合」していない事項が観察され、いつ有効でない結果が発生してもおかしくはない、あるいは、当該マネジメントシステムが顧客や利害関係者に対する説明責任を果たせないと判断できる状況の時も、「不適合」とする。

初回審査にあっては、是正処置の有効性が確認されるまで、認証決定はできない。拡大審査にあっては、拡大範囲の不適合は、是正処置が確認されるまで、拡大範囲の認証はできない。維持審査又は更新審査の場合にあっては、速やかな是正処置を求め、期限内の是正処置ができない場合は認証の一時停止若しくは縮小の処置を行う。

2. 軽欠点

マネジメントシステム規格の要求事項又は組織が意図した事項に対し疑義はあるが、直ちに、意図されたアウトプットが達成されないという懸念はない場合。

例えば、マネジメントシステム規格の各要求要素の実行のための文書類の不備、若しくはその実施が不十分な状況。

本欠点が観察された場合、是正処置計画の提出を求め、適切と判断できれば、次回の維持審査もしくは更新審査時に是正処置の状況を確認する。

3. 第一段階審査観察事項

第一段階審査にだけ適用され、第二段階審査において、不適合として分類される可能性が懸念される点を伝え、第一段階審査観察事項として第一段階審査報告書に記載する。

4. 改善の機会

不適合事項、軽欠点事項以外の審査所見で、マネジメントシステムの改善がマネジメントシステムの更なる有効性の向上に結びつくと審査チームが判断したもの。

欠点ではないので、是正/修正処置は組織の判断で実施するか否かを決定する。

付　図　　認証プロセス

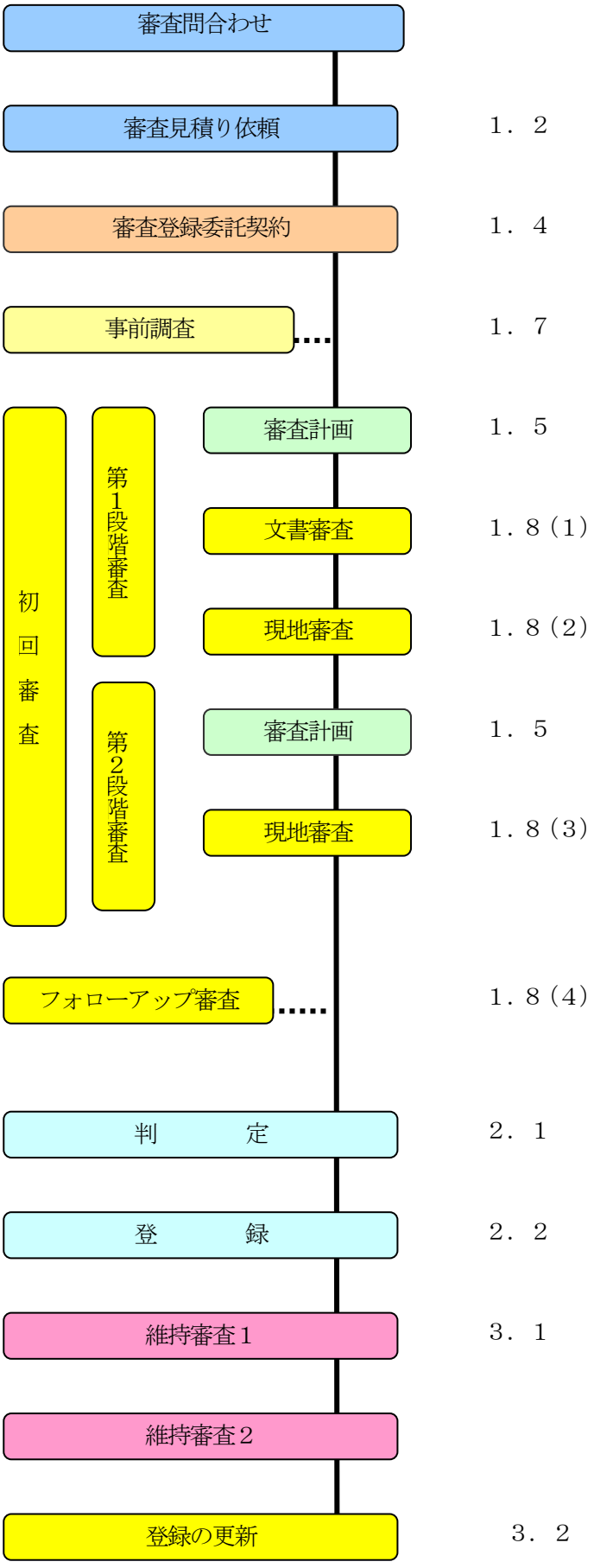
審査問合わせ
審査見積り依頼
１．２
審査登録委託契約
１．４
事前調査
１．７
初回審査
第１段階審査
審査計画
１．５
文書審査
１．８（１）
現地審査
１．８（２）
第２段階審査
審査計画
１．５
現地審査
１．８（３）
フォローアップ審査
１．８（４）
判　　定
２．１
登　　録
２．２
維持審査１
３．１
維持審査２
登録の更新
３．２

日本化学キューエイ株式会社
〒100-0011 東京都千代田区内幸町１－２－１　日土地内幸町ビル７階
TEL (03)3580-0951(代)　　FAX (03)3580-0954
URL　http://www.jcqa.co.jp

管-DC-2-503-08-09